

介護予防・日常生活支援総合事業の指定申請等手数料の設定について

1 概要

加古川市指定地域密着型サービス事業者等の指定申請等手数料条例を改正し、新たに介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定申請及び指定更新申請に係る手数料を設定する。

介護予防・日常生活支援総合事業の指定の申請に対する審査	1件につき 14,000円
介護予防・日常生活支援総合事業の指定の更新の申請に対する審査	1件につき 7,000円

※上記の手数料の額は、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定申請及び指定更新申請に係る手数料と同額。

2 改正理由

平成29年4月に介護予防・日常生活支援総合事業を開始するに当たり、事業の拡充を図るため、当面の間、事業者から指定申請等手数料を徴収しないこととした。事業開始から年数が経過し、市が指定事務を所管する介護保険事業所のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の事業所は半数以上を占めるに至り、事業所情報を管理するための人的、物的なコストは大きなものとなっている。受益者負担の適正化及び他サービスの事業者との負担の公平性を確保するため、指定申請等手数料を設定するものである。

3 条例改正の施行期日

令和7年4月1日（予定）

4 備考

本条例改正案について、令和7年第1回市議会定例会にて審議中である。